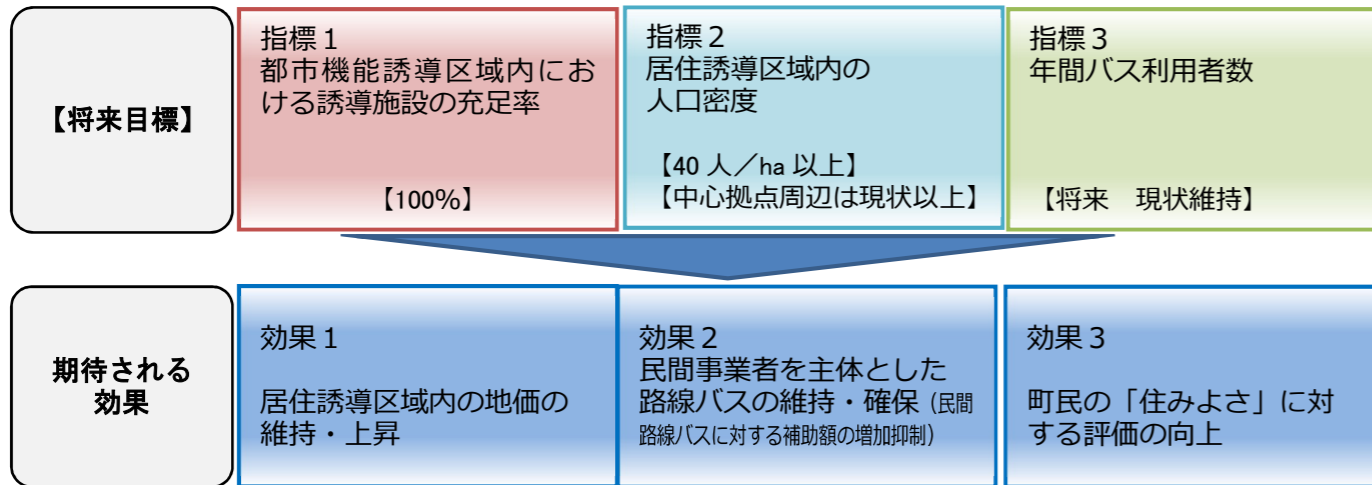


定量的な目標値等の設定

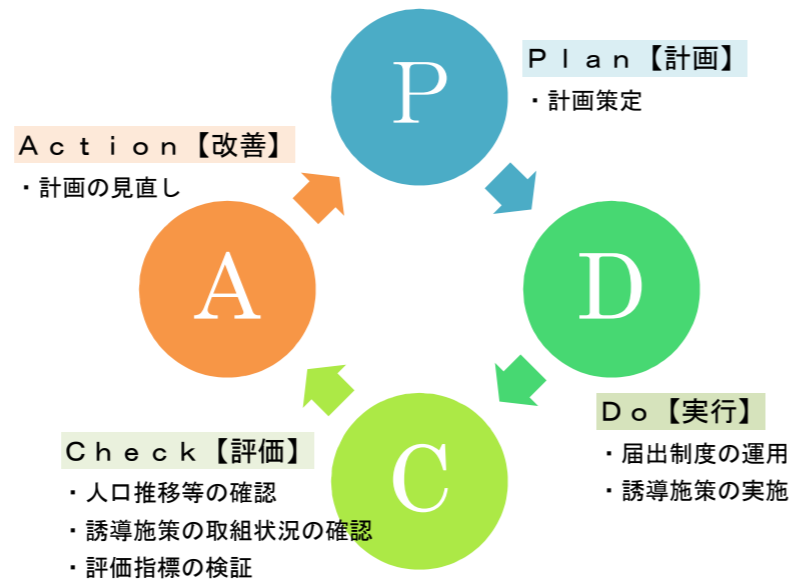
本計画に位置づけた施策・誘導方針により目指す目標及び目標達成により期待される効果を示します。



今後の計画の進め方

本計画は、PDCA (Plan【計画】Do【実行】Check【評価】Action【改善】) サイクルに基づき、評価・見直しを行っていきます。

具体的には、概ね5年ごとに人口推移、誘導施設の分布状況、誘導施策の実施状況、将来目標指標の達成状況等を評価します。評価等を通じて、計画の見直しが必要となった場合は、関係分野の専門家や事業者の意見を聞いたうえで、計画の改定を検討します。



届出制度について

都市機能誘導区域外で誘導施設の建築等を行う場合や、都市機能誘導区域内の誘導施設を休・廃止する場合には、事前に町へ届出を行う必要があります。

また、居住誘導区域外で一定規模の住宅（3戸以上の住宅など）の建築等を行う場合にも、事前に町へ届出を行う必要があります。

詳細については、町ホームページ又は届出の手引きをご覧ください。

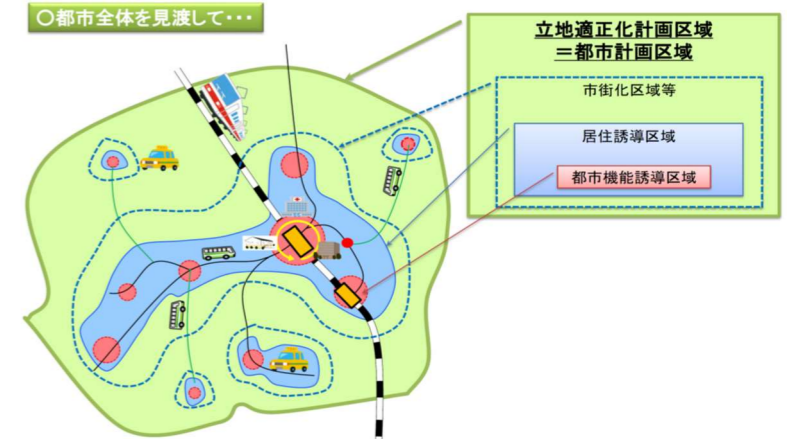
小川町立地適正化計画 概要版 令和2年4月	発行：小川町 編集：小川町 都市政策課 〒355-0392 小川町大字大塚55 TEL：0493-72-1221 FAX：0493-74-2920
-----------------------------	--

小川町立地適正化計画 概要版

立地適正化計画とは

立地適正化計画（以下、本計画とします。）は、都市全体の構造を見直し、医療、福祉、商業などの生活サービス施設や住居がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活サービス施設にアクセスできるなど、日常生活に必要なサービスが住まいなどの身近に存在する『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』のまちづくりを推進するものです。

本計画では、人口や土地利用等の現状及び将来見通しを勘案し、市街化区域内において「都市機能誘導区域」、「都市機能増進施設（以下、誘導施設とします。）」及び「居住誘導区域」を定めます。



本計画における小川町の方針

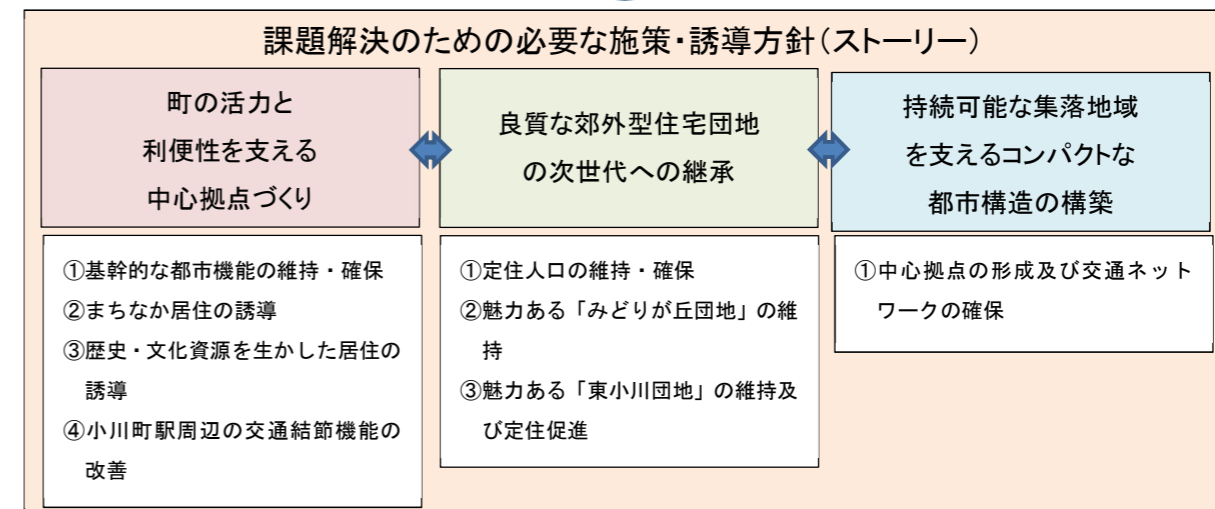
“小川町らしさ”を構成する様々な要素を地域資源として存分に生かしつつ、次世代へと着実に継承することで、人口減少下においても持続的に発展するまちづくりを目指します。

（本計画の目標年次は2035（令和17）年です。）

都市の課題	中心拠点の維持・再生	良質な郊外型住宅団地の維持	集落地域における居住環境の維持・確保
-------	------------	---------------	--------------------

まちづくりの方針（ターゲット）

“小川町らしさ”を守り育てるまちづくり
 ～「くらしと歴史・文化・自然の調和」と「次世代への継承」～



小川町らしさを身近に感じられ、都市機能の利便性の高い市街地に居住を誘導

都市機能誘導区域・誘導施設の設定方針

中心拠点及びみどりが丘拠点、東小川拠点の3か所に都市機能誘導区域を定めます。また、各都市機能誘導区域で誘導施設を定めます。

	都市機能誘導区域の設定方針	誘導施設の設定方針
中心拠点	<ul style="list-style-type: none"> 町全体の中心拠点を将来にわたって維持するため、小川町駅周辺に設定 	<ul style="list-style-type: none"> 町を代表する高次の都市機能の維持確保 中心市街地のにぎわいを支える交流機能の維持 まちなか居住を支える生活サービス施設の維持
みどりが丘拠点	<ul style="list-style-type: none"> 人口が集積する良質な住宅団地を次世代に継承するため、日常生活に身近な機能が集まる地域拠点に設定 	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活や地域内交流を支える都市機能の維持
東小川拠点		<ul style="list-style-type: none"> 日常生活や地域内交流を支える都市機能の維持 人口減少が進んでいる東小川団地への新たな定住促進に向けて、子育て環境充実に資する都市機能の誘導

誘導施設一覧

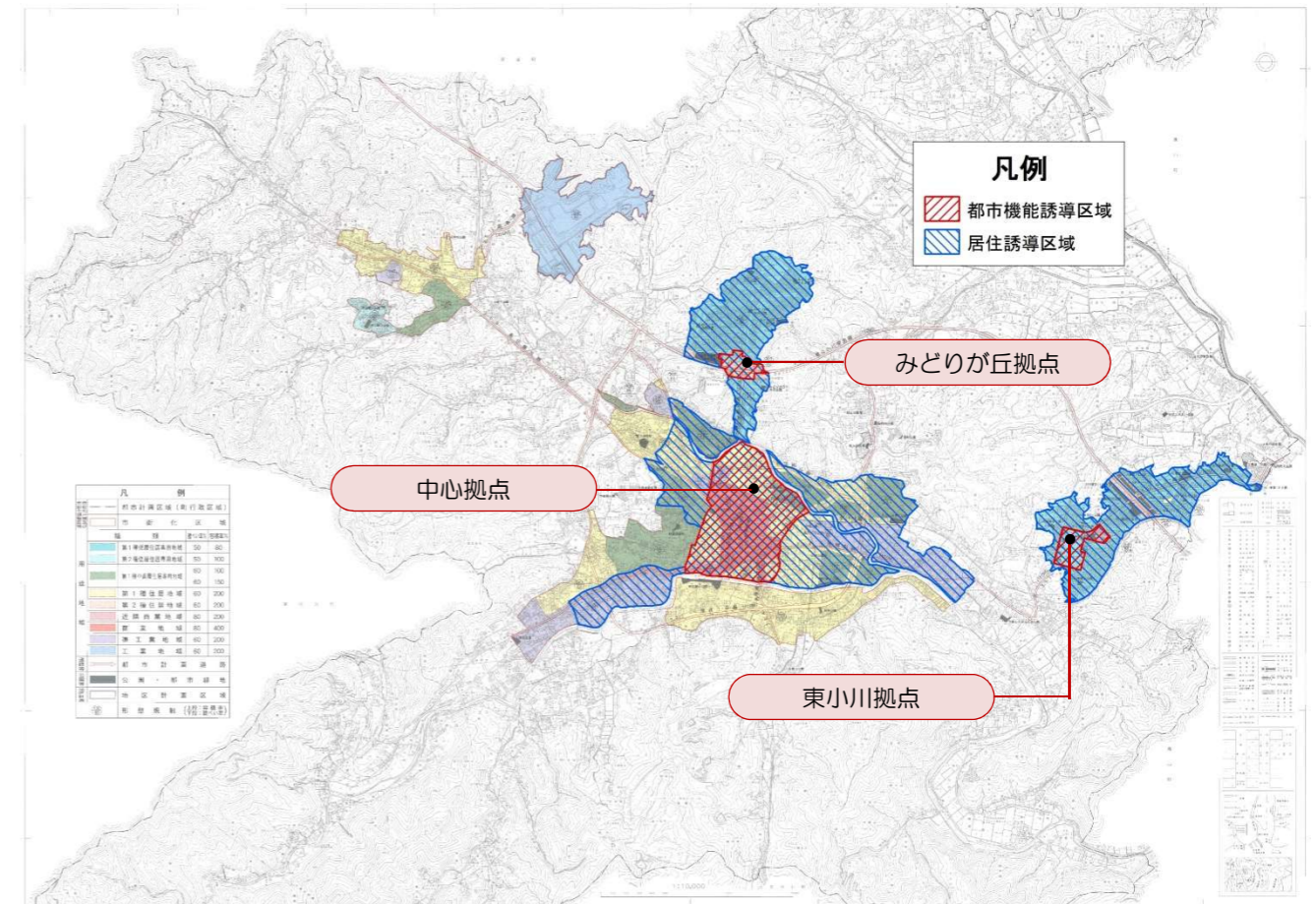
類型	誘導施設 ※各誘導施設の定義は、計画書をご参照ください。	都市機能誘導区域		
		中心拠点	みどりが丘拠点	東小川拠点
行政機能	町役場	●（維持）		
文化機能	図書館	●（維持）		
	文化・地域交流センター	●（維持）		
医療機能	診療所（内科又は外科）	●（維持）	●（維持）	●（維持）
	診療所（小児科）	●（維持）		
	診療所（分娩可能な産婦人科）	●（維持）		
	診療所（歯科）	●（維持）	●（維持）	●（維持）
商業機能	生鮮食品及び日用品を扱う大きなスーパーマーケット（店舗面積 1000 m ² 以上）	●（維持）	●（維持）	
	食料品スーパーマーケット等（店舗面積 250 m ² 以上）			●（誘導）
金融機能	窓口を有する銀行・信用金庫等	●（維持）		
	郵便局・簡易郵便局	●（維持）	●（維持）	●（維持）
子育て支援機能	地域子育て支援拠点事業を担う施設	●（維持）		●（誘導）
	保育園・認定こども園	●（維持）		●（誘導）
教育機能	高等学校	●（維持）		
高齢者福祉機能	地域包括支援センター	●（誘導）		
町内外交流機能	観光案内所	●（維持）		
地域内交流機能	自治会館		●（維持）	●（維持）

誘導：現在ない施設の新規誘導を目指す。
維持：現在立地する施設の維持を目指す。

居住誘導区域の設定方針

人口密度が高い水準にあり、住宅や業務施設などが集積している都市機能誘導区域（中心拠点及びみどりが丘拠点、東小川拠点）の周辺に居住誘導区域を定めます。

	居住誘導区域の設定方針
中心拠点周辺	<ul style="list-style-type: none"> まちなか居住の誘導を図るため、歩いて暮らせるまちの中心地となる都市機能誘導区域（小川町駅中心拠点）及びその周辺に居住誘導区域を設定
みどりが丘拠点周辺	<ul style="list-style-type: none"> 高い人口密度を将来にわたって維持し、良質な住宅団地を次世代に継承するため、まとまりのある大規模な住宅団地を形成するみどりが丘地域全体を居住誘導区域に設定
東小川拠点周辺	<ul style="list-style-type: none"> 新たな定住人口を誘導することで将来にわたって人口密度を維持し、良質な住宅団地を次世代に継承するため、まとまりのある大規模な住宅団地を形成する東小川地域全体を居住誘導区域に設定



誘導施策

まちづくりの方針を実現するため、都市機能誘導区域及び居住誘導区域、居住誘導区域外のそれぞれにおける誘導施策の方向性及び主な施策は以下のとおりです。

	施策の方向性	主な施策
都市機能誘導区域	(1) 都市機能の維持・確保	①届出制度の着実な運用/②民間事業者への情報提供の充実/③都市計画制度の活用/④公共施設等総合管理計画等との連携
	(2) 公共交通によるアクセス性の維持・向上	①公共交通ネットワークの維持・確保/②公共交通の利用促進/③小川町駅の交通結節機能の向上
	(3) 中心拠点の歴史・文化資源を生かした交流の促進	①回遊性を高めるまちなか空間の整備/②地域資源を生かした商業・観光振興との連携/③民間まちづくり活動との連携
居住誘導区域	(1) 居住誘導区域内への居住の誘導	①届出制度の着実な運用/②民間事業者への情報提供の充実/③都市計画制度の適切な運用/④転入促進のための支援施策の検討
	(2) 公共交通によるアクセス性の維持・向上	①公共交通ネットワークの維持・確保/②公共交通の利用促進
	(3) 安全・安心な居住環境の維持・確保	①都市基盤の整備・維持・更新/②災害に強いまちづくりの推進
	(4) 魅力ある居住環境の維持・向上	①地区計画制度の活用/②空き家・空き地対策の推進/③民間まちづくり活動との連携
居住誘導区域外	(1) 市街化区域（居住誘導区域・工業地域を除く）における居住環境の維持・改善	①都市基盤の整備/②自然が身近でゆとりある居住環境の維持
	(2) 地域での暮らしを支える生活基盤の維持・改善	①地域の特色を踏まえた地域拠点の機能維持・強化/②公共交通ネットワークの維持・確保/③空き家の有効活用
	(3) 市街化調整区域における「人と自然と産業の共生」に配慮した土地利用の推進	①工業・流通系土地利用や沿道系土地利用が図れる区域への新たな施設の立地誘導の検討/②優良な農地・積極的な営農が行われている農地の保全/③山林・河川の保全・活用